

知事が別に定める事項（告示）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 23 条の 7 から第 23 条の 13 までの規定並びに東京都建築物環境配慮指針第 3 章第 5 4 及び第 7 3 の規定に基づき知事が別に定める事項

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 23 条の 7 第 1 項に規定する申請に関し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する知事が別に定める様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。
- 2 条例第 23 条の 7 第 1 項に規定する承認に関し、規則第 13 条の 5 の 2 第 5 項に規定する知事が別に定める値は、5,000 平方メートルとする。
- 3 条例第 23 条の 7 第 1 項に規定する承認に関し、規則第 13 条の 5 の 2 第 5 項に規定する知事が認めるものは、1 年間に都内において建設等（新たに建設し、又は新築することをいう。以下同じ。）をする中小規模特定建築物（条例第 23 条の 7 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の延べ面積の合計が 5,000 平方メートル未満である複数の建物供給事業者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）が、連名で条例第 23 条の 7 第 1 項の申請を行った場合とし、当該申請者を一の特定供給事業者として承認する。この場合において、当該申請者である各建物供給事業者の当該延べ面積の合計を合算した値が 5,000 平方メートル以上であることとする。
- 4 条例第 23 条の 8 第 1 項に規定する規則で定める種類の建築物に関し、規則第 13 条の 5 の 3 第 1 項に規定する知事が別に定める建築物は、次のアからウまでのいずれかに該当する建築物とする。
 - ア 南面等屋根（水平屋根又は方位が南を含む東から西までに面する屋根をいう。以下同じ。）を有しない建築物
 - イ 傾斜又は方位が異なる南面等屋根（水平屋根又は方位が南を含む東から西までに面する屋根をいう。以下同じ。）が一である場合であって当該南面等屋根の水平投影面積が 20 平方メートル未満の建築物
 - ウ 傾斜又は方位が異なる南面等屋根が二以上ある場合であって、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する建築物
 - （ア）南面等屋根のうち、傾斜及び方位別に最も大きい水平投影面積が 20 平方メートル未満のもの
 - （イ）南面等屋根のうち、傾斜及び方位別に 2 番目に大きい水平投影面積が 10 平方メートル未満のもの
- 5 条例第 23 条の 8 第 1 項に規定する規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し、規則第 13 条の 5 の 3 第 2 項に規定する知事が別に定める区域ごとの係数は、別表のとおりとし、以下「算定基準率」という。

- 6 条例第 23 条の 8 第 1 項に基づき規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じることに関し、規則第 13 条の 5 の 3 第 4 項に規定する知事が別に定める割合は、2 割とする。
- 7 条例第 23 条の 8 第 1 項に関し、規則第 13 条の 5 の 3 第 5 項に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。
- ア 規則第 13 条の 5 の 3 第 2 項、第 13 条の 5 の 5 第 2 項第 5 号、東京都建築物環境配慮指針（令和 5 年東京都告示第 639 号。以下「配慮指針」という。）第 3 章第 5 1 及びこの告示における、太陽光発電設備の定格出力は、太陽電池モジュールの日本産業規格又は国際電気標準会議の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力を指すものとする。
- イ 規則第 13 条の 5 の 3 第 3 項の規定による当該中小規模特定建築物及びその敷地における同項各号に掲げる設備の設置は、当該中小規模特定建築物及びその敷地における 2 キロワットの定格出力を備えた太陽光発電設備の設置とみなすことができる。同条第 4 項の規定による都内に現に存する建築物及びその敷地において再生可能エネルギーを利用する設備（以下「再エネ利用設備」という。）の新設を行う場合も同様とする。
- ウ 規則第 13 条の 5 の 3 第 4 項に規定する都内に現に存する建築物及びその敷地における再エネ利用設備の新設は、特定供給事業者が新築等した次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する中小規模特定建築物及びその敷地においてのみ行うことができるものとする。
- （ア） 当該特定供給事業者以外に所有又は占有をされたことがなく、かつ、建設等に係る工事が完了した日から起算して 1 年を経過した中小規模特定建築物
- （イ） 当該特定供給事業者以外に所有又は占有をされたことがある中小規模特定建築物
- 8 配慮指針第 3 章第 5 4 に規定する誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、次のとおりとする。
- 4、5 及び 7 の規定は、条例第 23 条の 8 第 2 項の規定に基づき配慮指針第 3 章第 5 に定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置を講じる場合において準用する。
- 9 条例第 23 条の 9 第 1 項に関し、規則第 13 条の 5 の 4 第 2 項に規定する電気自動車充電設備整備基準（以下「電気自動車充電設備整備基準」という。）に関し必要な事項は、次のアからウまでに掲げるとおりとする。
- ア 規則第 13 条の 5 の 4 第 1 項に規定する駐車施設の区画（以下「駐車区画」という。）は、自動車を 1 台駐車するために区画された空間であって、次に掲げる駐車区画を除くものとする。ただし、
- （ア）①に掲げる駐車区画のうち、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものに電気自動車充電設備を整備する場合にあっては、当該駐車区画を規則第 13 条の 5 の 4 第 1 項各号に規定する特定供給事業者が整備する電気自動車充電設備の整備区画数に含めることができる。
- （ア） 充電設備の設置が技術上、安全上又は法令上の事由により困難であると認められる次に掲げる駐車区画（当分の間に限る。）
- ① 機械式立体駐車施設の駐車区画

② その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画

(イ) 次に掲げる用途の駐車区画

① 販売、展示、修理等のために自動車を保管するもの

② 荷さばき等の駐車時間が短いもの

③ その他①又は②に類する用途

(ウ) 当該中小規模特定建築物等（条例第 23 条の 9 に規定する中小規模特定建築物等をいう。

以下同じ。）において新たに整備される駐車施設のうち、当該特定供給事業者以外のものによって整備される駐車区画

イ 規則第 13 条の 5 の 4 第 1 項に規定する電気自動車充電設備は、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するものとし、（ウ）の急速充電設備を整備する場合にあっては、当該急速充電設備の定格出力を 6 キロワットで除して得た値（当該値に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、1 未満の場合は 1 とする。）の区画に電気自動車充電設備を整備したものとみなす。

（ア） 充電用コンセント（配慮指針別表第 1 に規定するものをいう。）

（イ） 普通充電設備（配慮指針別表第 1 に規定するものをいう。）

（ウ） 急速充電設備（配慮指針別表第 1 に規定するものをいう。）

（エ） V 2 H（配慮指針第 3 章第 7 1 に規定するものをいう。）

ウ 規則第 13 条の 5 の 4 第 1 項に規定する電気自動車充電設備のために使用する配管等の整備は、当該中小規模特定建築物の受電設備（その他の受電設備から電気を供給する場合には当該受電設備の設置場所）から当該中小規模特定建築物等においてイに掲げる電気自動車充電設備を整備し、又は整備する予定の駐車施設までの間において、必要となる配線又は配管を敷設することをいう。

10 配慮指針第 3 章第 7 3 に規定する誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に関し必要な事項は、次のとおりとする。

9 の規定は、条例第 23 条の 9 第 2 項の規定に基づき配慮指針第 3 章第 7 に定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置を講じる場合において準用する。

11 規則第 13 条の 5 の 5 第 2 項第 4 号に規定する知事が別に定める事項は、配慮指針第 3 章第 3 に定める誘導すべき省エネルギー性能基準とする。

12 規則第 13 条の 5 の 5 第 2 項第 5 号に規定する知事が別に定める事項は、配慮指針第 3 章第 5 に定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準及び規則第 13 条の 5 の 3 第 3 項各号に掲げる設備の設置とする。

13 規則第 13 条の 5 の 5 第 2 項第 6 号に規定する知事が別に定める事項は、配慮指針第 3 章第 7 に定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準とする。

14 規則第 13 条の 5 の 5 第 2 項第 8 号に規定する知事が必要と認める事項は、次のアからオまでに掲げるものとする。

- ア 規則第 13 条の 5 の 4 に規定する電気自動車充電設備整備基準を適用する駐車施設の有無及び区画数
- イ 当該中小規模特定建築物の周辺環境に関する事項
- ウ 書面を作成する者の氏名
- エ 説明を行う者の氏名
- オ 説明に関する問合せ先

15 規則第 13 条の 5 の 6 第 1 項に規定する知事が別に定める様式は、別記第 2 号様式のとおりとし、毎年度、建築物環境報告書を提出する日の属する年度の前年度において建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付（法令の規定により当該確認済証の交付があったとみなされる場合を含む。）がされた中小規模特定建築物等について作成するものとする。

16 規則第 13 条の 5 の 6 第 2 項第 2 号に規定する知事が必要と認める事項は、別記第 2 号様式に掲げるものとする。

17 条例第 23 条の 12 の規定により建築物環境報告書を任意に提出する場合において、条例第 23 条の 11 第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する事項の記載にあつては、当該各号に規定する事項に関連する条例等（条例、規則、配慮指針及び本告示をいう。）の規定（条例第 23 条の 7、条例第 23 条の 8 及び条例 23 条の 9 において規定する基準へ適合するよう措置を講じること、及び誘導すべき基準に適合するための措置を講じよう努めなければならない旨を定めるものを除く。）において、「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と読み替えるものとする。

18 条例第 23 条の 11 第 1 項の規定による建築物環境報告書の提出に関し、規則第 13 条の 5 の 6 第 3 項第 2 号に規定する知事が必要と認めるものは、別記第 2 号様式に掲げる事項（同項第 1 号に規定するものを除く。）の内容を示す書類及び図書とする。

19 条例第 23 条の 13 の規定による公表に関し、規則第 13 条の 5 の 8 第 2 項に規定する知事が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- ア 別記第 2 号様式の報告対象年度における本制度の該当区分
- イ 別記第 2 号様式の中小規模特定建築物の区分別の各基準に対する適合状況
- ウ 別記第 2 号様式の建築物等に起因する環境への配慮のための措置に関する事項（建築物環境報告書に記載されている場合に限る。）

別表 算定基準率

区域の区分	区市町村	算定基準率
1	千代田区、中央区、檜原村及び奥多摩町	0.30
2	港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、 渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、 荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び武蔵野市	0.70
3	目黒区、世田谷区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、 昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、 国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町 及び日の出町	0.85

備考 この表の定めにかかわらず、全ての区域において算定基準率を一律 0.85 として再生可能エネルギー利用設備設置基準を算定することができる。

年 月 日

東京都知事殿

特定供給事業者承認申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の7第1項の特定供給事業者の承認について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第13の5の2第4項の規定により、次のとおり申請します。

申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地)	
代表申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地)	※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載
特定供給事業者となる年度	年度
申請者が1年間に都内にお いて新たに建設し、又は新 築する中小規模特定建築物 の延べ面積の合計	
連絡先	(Eメールアドレス) (電話番号)
備考	本申請に基づき知事が特定供給事業者として承認 した場合、申請者(複数の建物供給事業者が連名で 申請した場合は、当該申請者)に対し、都民の健康と 安全を確保する環境に関する条例及び都民の健康と安全 を確保する環境に関する条例施行規則における特定供給 事業者に関する規定が適用されます。

(日本産業規格A列4番)

建築物環境報告書

1 建物供給事業者の氏名及び住所

建物供給事業者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	
建物供給事業者 （代表申請者）	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	
報告書の担当者	氏名	
	連絡先	
報告対象年度における住宅トッププランナーの区分	[特定一戸建て住宅建築主・特定一戸建て住宅建設工事業者・特定共同住宅等建築主又は特定共同住宅等建設工事業者]	
制度の対象区分	[特定供給事業者・知事が承認した特定供給事業者（任意参加者）・特定供給事業者以外（任意提出者）]	

2 都内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

報告対象年度	棟数	棟
	延べ面積の合計	m ²

3 都内において新たに建設し、又は新築しようとする中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

建築物環境報告書を提出する日の属する年度	棟数	棟
	延べ面積の合計	m ²

4 省エネルギー性能基準に対する適合状況

[適合する・適合しない]

5 誘導すべき省エネルギー性能基準に対する適合状況

[適合する・適合しない]

6 再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

7 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

8 電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

9 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

10 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況

[適合する・適合しない]

- 備考 1 複数の建物供給事業者が連名で特定供給事業者に承認されている場合、1の建物供給事業者の欄は当該承認に係る全ての建物供給事業者について記載し、建物供給事業者（代表申請者）の欄は代表申請者を記載すること
2 「[]」には該当する事項に○印を記載すること。

別記第2号様式 その2

11 中小規模特定建築物の区分別の各基準に対する適合状況

- (1) 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項
ア 住宅の用途

中小規模特定建築物の区分	(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項		(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項	
	外皮平均熱貫流率 (UA値)	基準に対する適合状況	住宅用途B E I (誘導基準)	住宅用途B E I (誘導すべき基準に対する適合状況)
分譲戸建住宅	$W/(m^2 \cdot K)$			
注文戸建住宅	$W/(m^2 \cdot K)$			
共同住宅	$W/(m^2 \cdot K)$			
その他の住宅	$W/(m^2 \cdot K)$			

イ 住宅以外の用途

中小規模特定建築物の区分	(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項		(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項	
	B P I	基準に対する適合状況	非住宅用途B E I	非住宅用途B E I (誘導基準)
延べ面積300㎡以上の建築物				
延べ面積300㎡未満の建築物				

- (2) 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分	基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況
全ての建築物		

- (3) 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分	基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況
一戸建ての住宅		
一戸建ての住宅以外		
共同住宅		
住宅以外の用途		

- 備考 1 分譲戸建住宅は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第1の5 3の項の表イ、注文戸建住宅は同表ロ、共同住宅は同表ハ、その他の住宅は同表ニに規定するものを示す。
2 (1)及び(3)の基準及び誘導すべき基準に対する適合状況の欄は、当該中小規模特定建築物の区分における全ての建築物が当該基準に適合する場合は「適合」と記載し、適合しない建築物がある場合は「適合しない」、全ての建築物において当該基準が適用されない又は当該区分の建築物を新たに建設し、又は新築しようとした場合は「一」と記載すること。
3 (2)の基準及び誘導すべき基準に対する適合状況の欄は、当該基準に適合する場合は「適合」と、適合しない場合は「適合しない」と、全ての建築物において当該基準が適用されない場合は「一」と記載すること。

別記第2号様式 その3

12 建築物等に起因する環境への配慮のための措置に関する事項

分野	区分	細区分	環境への配慮のための措置	
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制		
	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの直接利用		
		再生可能エネルギーの変換利用		
		再生可能エネルギー電気の受入れ		
	省エネルギーシステム	設備システムの高効率化		
	エネルギーマネージメント	最適運用のための予測、計測、表示等		
	資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材等の利用	
			躯体材料以外における低炭素資材等の利用	
			オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制	
			建設時CO ₂ 排出量の把握・削減	
建設副産物の有効利用及び適正処理				
維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策				
長寿命化等			軀（く）体の劣化対策	
持続可能な水の利用			水使用の合理化	
水循環			雨水浸透	
緑化			緑の確保、維持管理等	
気候変動への適応	ヒートアイランド対策	建築物等からの熱の影響の低減		
		E V及びP H V用充電設備の設置		
		自然災害リスクの軽減及び回避		
	自然災害への適応	自然災害発生時の対応力向上		

備考 環境への配慮のための措置の欄を記載する場合は、東京都建築物環境配慮指針別表第3の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について、当該中小規模特定建築物等において講じた措置の内容を細区分ごとに記載すること。

15 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準の算定及び適合状況等

(1) 区域の区分ごとの算定基準率を用いる場合の基準

区域の区分	算定基準率	分譲戸建住宅			分譲戸建住宅以外の建築物			再生可能エネルギー設置基準	誘導すべき再生可能エネルギー設置基準	既存建築物等への新設における上限量
		新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数	新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数			
1	0.3	棟	棟	棟	棟	棟	棟	—	—	—
2	0.7	棟	棟	棟	棟	棟	棟	—	—	—
3	0.85	棟	棟	棟	棟	棟	棟	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	kW	—	kW

(2) 一律の算定基準率を用いる場合の基準

区域の区分	算定基準率	分譲戸建住宅			分譲戸建住宅以外の建築物			再生可能エネルギー設置基準	誘導すべき再生可能エネルギー設置基準	既存建築物等への新設における上限量
		新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数	新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数			
全区域	0.85	棟	棟	棟	棟	棟	棟	—	—	—

(3) 基準に対する適合状況等

再生可能エネルギー利用設備設置基準		kW
誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準		kW
中小規模特定建築物等における設置容量		kW
中小規模特定建築物等における設置容量が基準に対して不足する量		kW
中小規模特定建築物等における設置容量が誘導すべき基準に対して不足する量		kW
既存建築物等における新設容量(上限量まで)		kW
既存建築物等における新設容量(新設した全量)		kW
再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況(※)		
誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況(※)		

備考 (※)の欄は、当該基準に適合する場合は「適合」と、適合しない建築物がある場合は「適合しない」と、全ての建築物において当該基準が適用されない場合は「—」と記載すること。